

## 令和7年度第3回岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時：令和8年2月5日（木） 15:20～16:20

場所：キオクシアアイーナ（いわて県民情報交流センター） 会議室 803

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- ・会長の選出
- ・保育所の設置認可について

4 閉 会

## 令和7年度第3回度岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会出席者名簿

### (委員)

(敬称略)

所 属	役 職 等	氏 名	備 考
岩手県社会福祉協議会保育協議会	会 長	稲 田 泰 文	
岩手県手をつなぐ育成会	会 長	上 野 哲	
岩手県民生委員児童委員協議会	副 会 長	佐 藤 千 春	
岩手県母子寡婦福祉連合会	副 会 長	高 橋 比 奈 子	
岩手県重症心身障害児(者)を守る会	会 員	吉 田 桂 子	
岩手弁護士会	弁 護 士	渡 部 容 子	

### (事務局)

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室	室 長	前 川 貴 美 子	
"	子 育 て 支 援 担 当 課 長	才 川 拓 美	
"	主 任 主 査	目 時 麻 由	
"	主 事	樋 沢 有 途	

子 第 1131号  
令和8年1月28日

岩手県社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也

保育所の設置の認可について（諮問）

このことについて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第6項の規定に基づき、下記の案件について、貴分科会の意見を求めます。

記

意見を照会する事項

保育所の設置の認可に係る審査 3件（別紙のとおり。）

担当  
保健福祉部子ども子育て支援室  
子育て支援担当 樋沢  
電 話019-629-5460

別紙

保育所の設置の認可につき審議するものの一覧表

番号	名称	所在地	設置者	事業開始予定年月日
1	滝沢えほんの森保育園	滝沢市鶴飼向新田102番地1	株式会社みんなのみらい計画	令和8年4月1日
2	赤石えほんの森保育園	紫波郡紫波町北日詰字大日堂40-2	株式会社みんなのみらい計画	令和8年4月1日
3	矢巾えほんの森保育園	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割64番1	株式会社みんなのみらい計画	令和8年4月1日

## 保育所の設置の認可について

### 1 保育所の設置の手続等の概要

#### (1) 保育所とは

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。（児童福祉法（以下「法」という。）第39条第1項）

#### (2) 認可主体（法第35条第4項、法第59条の4第1項）

都道府県知事、指定都市及び中核市の長

#### (3) 審議会の意見聴取（法第35条第6項）

都道府県知事は、保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会（※）の意見を聴かなければならない。

※ 本県においては、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

#### (4) 設置基準

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）で基準を制定（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）で定めるものを基準としている。）

#### (5) 認可の適否（法第35条第8項）

条例で定める基準に適合し、かつ、欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされている。

ただし、保育所を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合等は認可をしないことができる。

### 2 意見聴取の対象となる施設

No.	名称	所在地	開設の時期	現在の施設形態
1	滝沢えほんの森保育園	滝沢市	R8. 4. 1	新設
2	赤石えほんの森保育園	紫波町	R8. 4. 1	新設
3	矢巾えほんの森保育園	矢巾町	R8. 4. 1	新設

### 3 県内の保育所の設置状況（R7. 4. 1 現在）

公立 90 箇所、私立 146 箇所、 計 236 箇所

※参考 市町村の特定教育・保育施設の利用定員総数（保育認定こどもに係る分）

市町村	区分	R7	R8
滝沢市	計画値 (必要利用定員総数)	1,694 人	1,765 人
	実績（見込）値 (利用定員総数)	1,697 人	1,712 人
紫波町	計画値 (必要利用定員総数)	901 人	976 人
	実績（見込）値 (利用定員総数)	955 人	871 人
矢巾町	計画値 (必要利用定員総数)	755 人	871 人
	実績（見込）値 (利用定員総数)	748 人	871 人

## 保育所設置認可審査表

## 1 基本事項

名称	滝沢えほんの森保育園				
所在地	滝沢市鶴飼向新田 102 番地 1				
設置者	株式会社みんなのみらい計画				
事業開始予定年月日	令和 8 年 4 月 1 日				
定員	71人				
内訳	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳以上児
	3 人	11 人	12 人	15 人	30 人
階数	1 階建				
建物の床面積	400.8㎡				
屋外遊戯場の面積	220.5㎡				
保育士の数	10 人 (常勤換算 9 人)				

## 2 設置基準対応状況

項目	申請内容	基準	適否
(1)職員配置			
保育士	9 人	※0 歳児 $3 \text{人} \times 1 / 3 = \underline{1.0 \text{人}}$ 1・2 歳児 $23 \text{人} \times 1 / 6 = \underline{3.8 \text{人}}$ 3 歳児 $15 \text{人} \times 1 / 15 = \underline{1.0 \text{人}}$ 4 歳以上児 $30 \text{人} \times 1 / 25 = \underline{1.2 \text{人}}$ 計 $\underline{7.0 \text{人}} \approx 7 \text{人}$	適
嘱託医	2 人 (内科、歯科)	必置	適
調理員	2 人 (調理師、栄養士等)	必置	適
(2)設備			
乳児室	11.80㎡ (1 室)	0 歳児 $3 \text{人} \times 1.65 \text{m}^2 = \underline{4.95 \text{m}^2}$	適
ほふく室	43.06㎡ (1 室)	1 歳児 $11 \text{人} \times 3.30 \text{m}^2 = \underline{36.3 \text{m}^2}$	適
保育室	139.10㎡ (4 室) ※2 歳児 : 27.32㎡、3 歳児 : 37.26㎡ 4 歳児 : 37.26㎡、5 歳児 : 37.26㎡	2 歳児以上 $57 \text{人} \times 1.98 \text{m}^2 = \underline{112.86 \text{m}^2}$ ※2 歳児 : 23.76㎡、3 歳児 : 29.7㎡ 4 ~ 5 歳児 : 59.4㎡	適
遊戯室	—		
医務室	有 (1 室)	必置	適
調理室	有 (1 室)	必置	適
便所	有 (2 室)	必置	適
屋外遊戯場	220.5㎡	2 歳以上児 $57 \text{人} \times 3.30 \text{m}^2 = \underline{188.1 \text{m}^2}$	適
(3)欠格事由			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から起算して 5 年を経過しない者 等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	

※ 年齢区分別の保育士数は、小数点第 2 位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

## 保育所設置認可審査表

## 1 基本事項

名称	赤石えほんの森保育園				
所在地	紫波郡紫波町北日詰字大日堂 40-2				
設置者	株式会社みんなのみらい計画				
事業開始予定年月日	令和8年4月1日				
定員	60人				
内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
	4人	10人	10人	12人	24人
階数	1階建				
建物の床面積	383.61㎡				
屋外遊戯場の面積	214.11㎡				
保育士の数	9人				

## 2 設置基準対応状況

項目	申請内容	基準	適否
(1)職員配置			
保育士	9人	※0歳児 4人×1/3= <u>1.3人</u> 1・2歳児 20人×1/6= <u>3.3人</u> 3歳児 12人×1/15= <u>0.8人</u> 4歳以上児 24人×1/25= <u>0.9人</u> 計 <u>6.3人</u> ≒ 6人	適
嘱託医	2人(内科、歯科)	必置	適
調理員	3人(調理師、栄養士等)	必置	適
(2)設備			
乳児室	26.29㎡(1室)	0歳児 4人 × 1.65㎡ = <u>6.6㎡</u>	適
ほふく室	37.26㎡(1室)	1歳児 10人 × 3.30㎡ = <u>33.0㎡</u>	適
保育室	109.71㎡(1室) ※2歳児:24.22㎡、3歳児:27.53㎡ 4歳児:28.98㎡、5歳児:28.98㎡	2歳児以上 46人 × 1.98㎡ = <u>91.08㎡</u> ※2歳児:19.80㎡ 3歳児:23.76㎡ 4~5歳児:47.52㎡	適
遊戯室	—		
医務室	有(事務室の一角)	必置	適
調理室	有(1室)	必置	適
便所	有(2室)	必置	適
屋外遊戯場	214.11㎡	2歳以上児46人×3.30㎡= <u>151.8㎡</u>	適
(3)欠格事由			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・ 国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・ 労働に関する法律の規定による罰金刑 ・ 認可取消の日から起算して5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	

※ 年齢区分別の保育士数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

## 保育所設置認可審査表

## 1 基本事項

名称	矢巾えほんの森保育園				
所在地	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割64番1				
設置者	株式会社みんなのみらい計画				
事業開始予定年月日	令和8年4月1日				
定員	71人				
内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
	7人	10人	12人	14人	28人
階数	1階建				
建物の床面積	409.08㎡				
屋外遊戯場の面積	178.98㎡				
保育士の数	10人				

## 2 設置基準対応状況

項目	申請内容	基準	適否
(1)職員配置			
保育士	10人	※0歳児 $7人 \times 1/3 = 2.3人$ 1・2歳児 $22人 \times 1/6 = 3.6人$ 3歳児 $14人 \times 1/15 = 0.9人$ 4歳以上児 $28人 \times 1/25 = 1.1人$ 計 $7.9人 \approx 8人$	適
嘱託医	2人(内科、歯科)	必置	適
調理員	2人(調理師、栄養士等)	必置	適
(2)設備			
乳児室	16.56㎡(1室)	0歳児 $7人 \times 1.65㎡ = 11.55㎡$	適
ほふく室	35.60㎡(1室)	1歳児 $10人 \times 3.30㎡ = 33.0㎡$	適
保育室	123.37㎡(4室) ※2歳児:26.49㎡、3歳児:32.30㎡ 4歳児:32.29㎡、5歳児:32.29㎡	2歳児以上 $54人 \times 1.98㎡ = 106.92㎡$ ※2歳児:23.76㎡ 3歳児:27.72㎡ 4~5歳児:55.44㎡	適
遊戯室	63.76㎡(1室)		
医務室	有	必置	適
調理室	有(1室)	必置	適
便所	有(2室)	必置	適
屋外遊戯場	178.98㎡	2歳以上児 $54人 \times 3.30㎡ = 178.2㎡$	適
(3)欠格事由			
申請者	欠格事由に該当しない	欠格事由に該当しないこと。 (欠格事由) ・国民の福祉又は学校教育に関する法律の規定による罰金刑 ・労働に関する法律の規定による罰金刑 ・認可取消の日から起算して5年を経過しない者等	適
申請者の役員	欠格事由に該当しない	申請者と同様の欠格事由に該当しないこと	

※ 年齢区分別の保育士数は、小数点第2位以下切り捨て。計は、小数点以下四捨五入。

岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会関係法令等

目 次

○ 児童福祉法〔抄〕	1
○ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正 する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の 施行に伴う経過措置に関する政令〔抄〕	5
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準〔抄〕	6
○ 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基 準を定める条例〔抄〕	9
○ 社会福祉法〔抄〕	10
○ 岩手県社会福祉審議会条例	11
○ 岩手県社会福祉審議会運営規程	12
○ 児童福祉専門分科会及び措置部会の公開について	13

## 児童福祉法

### 〔設置及び権限〕

第八条 第九項、第十八条の二十の二第二項（第十八条の三十三第四項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）、第二十七条第六項、第三十三条の十五（第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定（これらの規定のうち、都道府県に係る部分に限る。）によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（第九項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

- ② 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- ③ 市町村は、第十八条の三十三第四項において読み替えて準用する第十八条の二十の二第二項、第三十三条の十五及び第三十四条の十五第四項並びに認定こども園法第二十七条の六の規定（これらの規定のうち、市町村に係る部分に限る。）によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
- ⑤ 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。
- ⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- ⑦ 児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。
- ⑧ こども家庭審議会、社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。
- ⑨ こども家庭審議会、社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第十八条の二十の二第二項、第二十七条第六項、第三十三条の十第三項第二号、第三十三条の十六の二第三項において読み替えて準用する第三十三条の十五、第三十五条第六項、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

### 〔児童福祉施設の設置〕

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

- ② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。）を設置しなければならない。
- ③ 市町村は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届けて、児童福祉施設を設置することができる。
- ④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

- ⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。
- 一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
  - 二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。
  - 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
  - 四 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
    - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
    - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
  - ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
  - チ ヘに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年

を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

- ⑥ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- ⑦ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- ⑧ 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として内閣府令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。
- ⑨ 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。
- ⑩ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。
- ⑪ 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前（当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前）までに、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- ⑫ 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

〔保育所〕

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるもの限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

〔基準の制定等〕

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

- ③ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たっては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- ④ 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。
- ⑤ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- ⑥ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

〔指定都市等の特例〕

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

- ② 前項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第五十九条の六において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。
- ③ 指定都市等の長が第一項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。
- ④ 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができる。
- ⑤ この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

(保育所の設置の認可の要件に関する経過措置)

第二条 整備法第六条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、整備法の施行の日（以下本則において「整備法の施行日」という。）以後にした行為によりこれらの規定に規定する刑に処せられた者若しくは処分を受けた者又は整備法の施行日以後にこれらの規定に規定する行為を行った者について適用する。

(準備行為)

第三条 新児童福祉法を施行するために必要な条例の制定又は改正、新児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整及び要請、新児童福祉法第三十四条の八第二項の規定による届出、新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可の手続、新児童福祉法第三十五条第四項の認可の手続（新児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所に係るものに限る。）、新児童福祉法第五十六条の八第一項の規定による指定の手続その他の行為は、整備法の施行日前においても行うことができる。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
  - イ 耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。
  - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、

保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

## 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例

### 第2章 事業者等の要件及び設備等に関する基準の原則

第3条 社会福祉施設等についてそれぞれ別表の法律の規定の欄に掲げる規定により条例で定めることとされている同表の要件及び基準の欄に掲げる要件及び基準については、この条例（この条例の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に別段の定めがあるものを除き、同表の法令等の欄に掲げる法令等（当該法令等の改正に伴う経過措置を定める規定を含む。）に定めるものをもって、その要件及び基準とする。

別表（第2条、第3条関係）

社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
3 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）	児童福祉法第45条第1項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

## 社会福祉法

### 第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項(児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関(以下「地方社会福祉審議会」という。)を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 岩手県社会福祉審議会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の社会福祉に関する事項（精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、岩手県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第3条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

### (専門分科会)

第5条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、委員及び臨時委員の互選とする。

3 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 第3条第2項の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

### (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 岩手県社会福祉審議会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、岩手県社会福祉審議会条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、岩手県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (専門分科会)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項に定める専門分科会のほか、同法第11条第2項の規定により、老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会は、当該専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

3 専門分科会の会議については、条例第4条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

4 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定については、身体障害者福祉専門分科会の決議をもって、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の2の2第2項の規定による保育士の登録、同法第35条第6項の規定による保育所の設置の認可、同法第46条第4項の規定による児童福祉施設の事業の停止の命令、同法第59条第5項の規定による認可外保育施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第29条の規定による里親の認定については、児童福祉専門分科会の決議をもってそれぞれ審議会の決議とする。

### (審査部会)

第3条 審査部会は、身体障害者福祉専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

2 審査部会の会議については、第2条第3項の例による。

3 審査部会の決議は、審議会の決議とする。

### (措置部会)

第4条 児童福祉専門分科会に、法第11条第1項第2号りの規定による調査審議及び意見の具申、法第27条第6項の規定による諮問に対する答申及び法第33条の15第3項に係る事項の審議、並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する事例の検証を行うため、措置部会を置く。

2 措置部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 措置部会は、児童福祉専門分科会長が召集し、その会議を主宰する。

4 措置部会の会議については、第2条第3項の例による。

5 措置部会の決議は、審議会の決議とする。

### (会議録)

第5条 委員長及び専門分科会長は、庶務を担当する職員をしてその主宰した会議の会議録を調製させなければならない。

2 会議録には、委員長又は専門分科会長が指名した2名以上の委員が署名しなければならない。

### (緊急措置)

第6条 専門分科会長が会議を招集するいとまがないと認める場合においては、回議して当該専門分科会及び審議部会の審議にかえることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

児童福祉専門分科会及び措置部会の公開について

平成 23 年 9 月 29 日 岩手県社会福祉審議会  
児童福祉専門分科会議決事項

1 会議

原則公開とする。

ただし、以下の会議内容については、非公開とする。

審議会等	会議の内容	公開又は非公開	理由
岩手県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・里親認定	非公開	情報公開条例 第 7 条第 2 号 〔個人情報〕
同上 措置部会	・岩手県社会福祉審議会運営規程 第 4 条第 1 項に規定する答申、審議及び検証	非公開	同上

2 会議開催の周知

会議の開催に当たっては、当該会議開催日の 1 週間前までに「会議開催案内」（別紙 1）により県行政情報センター等に掲示するほか、報道機関に対して、会議開催案内（別紙 2 又は別紙 3）により、情報を提供するものとする。（非公開会議を含むものとする。）

3 会議資料及び会議録の公開

- (1) 会議終了後、速やかに「会議結果のお知らせ」（別紙 4）を作成するものとし、個人の履歴等が識別される部分を除いた資料を添付し、県行政情報センター等で閲覧に供するものとする。
- (2) 非公開会議の会議録の公開については、当該会議ごとに議決により決する。

4 傍聴要領

公開する会議については、「傍聴要領」（別紙 5）により認めることとする。

5 適用年月日

平成 23 年 9 月 29 日から適用とする。